

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県契約規則の一部を改正する規則〈3・19揭示〉	1
◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎高知県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則	4
◎高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	16
◎高知県立児童相談所規則の一部を改正する規則	20
◎高知女子大学大学院学則の一部を改正する規則	21
◎高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	21
告 示	
◎告示（消費生活センターの設置）の一部改正	(県民生活・男女共同参画課) 24
○道路の区域変更	(道 路 課) 24
○道路の供用開始	(“ ”) 25

規 則

高知県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月19日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第7号

高知県契約規則の一部を改正する規則

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項第2号中「年3.6パーセント」を「年3.3パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県契約規則第45条第1項第2号の規定により、延滞違約金を徴収

する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。



過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第11号

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和45年高知県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「、旅館業用設備又は工業等用設備」を「又は旅館業用設備」に改め、同条第 1 項中「及び同条第 2 項第 3 号に規定する工業等用設備の取得価額の合計額」を削り、「、旅館業用設備又は工業等用設備」を「又は旅館業用設備」に改め、同条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 一の事業所の所在地が過疎地域とその他の地域とにまたがり、かつ、当該事業所の大部分が過疎地域内にある場合 当該事業所に係る事業用設備の取得価額の合計額

第 2 条第 2 項第 2 号中「又は農村工業等導入地区内」を削る。

第 4 条第 2 項中「第 3 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項」を「第 3 条第 1 項又は第 3 項」に改め、同項第 2 号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第 3 項中「第 3 条」を「第 3 条第 1 項又は第 2 項」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 3 条第 1 項若しくは第 2 項」を「第 3 条第 1 項」に、「これらの」を「同項の」に改める。

別記第 1 号様式中

「

過疎地域	農村工業等導入地区
------	-----------

」

を

「

過疎地域

」

に、「課税免除の要件等に関する明細書」を「課税免除の要件等に関する明細書（別記第 4 号様式）」に改める。

別記第 3 号様式中

「

過疎地域	農村工業等導入地区	同意集積区域
------	-----------	--------

」

を

「

過疎地域	同意集積区域
------	--------

」

に改める。

別記第 4 号様式を次のように改める。

第 4 号様式（第 4 条関係）

課税免除の要件等に関する明細書

	事業年度 (年)	
	法人名 (氏名)	
事業所の名称		
事業所の所在地		
事業所の業種		
主要な生産品目		
増加生産額	百万円	
新增設の区分	新設	増設
新增設に係る事業用設備又は特定事業施設の の操業開始の日	(一部操業) (全部操業)	年 月 日 年 月 日
青色申告書の提出の有無	有	無
新增設に係る事業用設備又は特定事業施設の の用に供する家屋等の取得価額の合計額	円	

様

県税事務所長 印 』

に、

過疎地域	農村工業等導入地区	同意集積区域
------	-----------	--------

を

過疎地域	同意集積区域
------	--------

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第7号）附則第2項に規定する者については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第12号

高知県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則

高知県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則（平成15年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「以下同じ。」を「以下この条において同じ。」に改める。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、知事は、国民健康保険事業の財政収支状況等について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第107条の規定による事業状況の報告等により十分な確認ができると認めるときは、当該書類に記載すべき事項のうち記載させる必要がないと認めるものの記載を省略させることができる。

第3条第1号及び第2号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同条第3号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第5条第1項中「3箇年度」を「5箇年度」に改め、同条第2項中「3分の1」を「5分の1」に改める。

第9条第2号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第11条第1項第4号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第2項第1号中「規定に」を「規定のいずれかに」に改め、同項第3号中「必要と」を「必要があると」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

第 2 号様式 (第 3 条関係)

保険料 (税) 平準化計画書

新保険者番号		新保険者名	
--------	--	-------	--

旧保険者番号 1		旧保険者名 1	
旧保険者番号 2		旧保険者名 2	
旧保険者番号 3		旧保険者名 3	

1 保険財政の広域化

(1) 広域化の種類

市町村合併 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合

(2) 広域化の時期

年 月 日

(3) (2)の時期以降の広域化の予定

Blank box for future regionalization plans.

2 各旧保険者における国民健康保険事業の状況 (旧保険者ごと)

旧保険者番号		旧保険者名	
--------	--	-------	--

(1) 国民健康保険被保険者の加入状況 (直近 3 箇年度)

年度	総数		国民健康保険被保険者数			加入者	
	世帯	人口	国民健康保険世帯数	被保険者数	うち一般被保険者数	世帯数	被保険者数
年度							
年度							
年度							

(2) 所得階層別国民健康保険世帯及び被保険者の状況 (直近年度)
(年度)

	所得なし	～ 50 万円未満	50 ～ 100 万円未満	100 ～ 150 万円未満	150 ～ 200 万円未満	200 ～ 300 万円未満	300 ～ 400 万円未満
国民健康保険世帯数							
被保険者数							
	400 ～ 500 万円未満	500 ～ 600 万円未満	600 ～ 700 万円未満	700 ～ 800 万円未満	800 ～ 900 万円未満	900 ～ 1,000 万円未満	1,000 万円以上
国民健康保険世帯数							
被保険者数							

(3) 保険料 (税) 賦課状況 (借入年度の前年度以前 3 箇年度)
(医療分)

年度	保険料 (税) 率				応能・応益割合		一人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
年度							
年度							
年度							

所得割案分方式【旧ただし書方式・本文方式・住民税方式・その他 ()】

(後期高齢者支援金分)

年度	保険料 (税) 率				応能・応益割合		一人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
年度							
年度							
年度							

所得割案分方式【旧ただし書方式・本文方式・住民税方式・その他 ()】

(介護分)

年度	保険料 (税) 率				応能・応益割合		一人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
年度							
年度							
年度							

所得割案分方式【旧ただし書方式・本文方式・住民税方式・その他 ()】

(4) 保険料 (税) 軽減世帯の状況 (直近 3 箇年度)

年度	国民健康保 険世帯数	軽減世帯数	軽減率			減免世帯数
			7 (6) 割軽減	5 (4) 割軽減	2 割軽減	
			年度	100%		
年度	100%					
年度	100%					

上欄：世帯数 (世帯)
下欄：構成比 (%)

(5) 保険料 (税) 収納状況 (直近 3 箇年度)

年度	年度	年度	年度
収納率 (%)			

(6) 保険給付の状況 (直近 3 箇年度)

区分	年度	年度	年度
療養の給付			
入院時食事療養費			
入院時生活療養費			
保険外併用療養費			
療養費			
訪問看護療養費			
特別療養費			
移送費			
高額療養費			
高額介護合算療養費			
出産育児一時金			
葬祭費			
合計			

注 各年度欄の上欄には給付種別ごとの被保険者一人当たり給付額 (療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費) 又は 1 件当たり支給額 (出産育児一時金及び葬祭費) を、下欄には給付種類別の給付額の総額を記載すること。

(7) 国民健康保険特別会計財政収支の状況 (直近 3 箇年度)

		年度		年度		年度	
		全体	一般被保険者分	全体	一般被保険者分	全体	一般被保険者分
歳入	保険料 (税)						
	国庫支出金						
	療養給付費等交付金						
	前期高齢者交付金						
	都道府県支出金						
	共同事業交付金						
	一般会計繰入金 (法定分)						
	一般会計繰入金 (法定外)						
	基金繰入金						
	繰越金						
	支援基金借入金						
	その他						
	合計						
歳出	総務費						
	保険給付費						
	後期高齢者支援金等						
	前期高齢者納付金等						
	老人保健拠出金						
	介護納付金						
	共同事業拠出金						
	保健事業費						
	支援基金償還金						
	前年度繰上げ充用金						
	その他						
合計							
収支差引き額							
国庫支出金精算額等							
精算額控除後差引き額							
単年度経常収支							
基金等保有額							

(8) 備考

--

3 新保険者における国民健康保険事業の運営方針

(1) 保険料(税)平準化の基本方針

ア 基本方針

--

イ 平準化までの期間

年度から	年度までの	箇年度間
------	-------	------

(2) 借入額等

借入希望額		円
-------	--	---

ア 積算

--

イ 次年度以降の借入予定

--

(3) 償還予定額及び対処方針

年度	年度	年度	年度	年度	年度
償還予定額					

対処方針

(4) 保険料(税)賦課

ア 借入年度における賦課の状況
(医療分)

	保険料(税)率				応能・応益割合		一人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
新保険者							
旧保険者 1							
旧保険者 2							
旧保険者 3							

所得割案分方式

新保険者	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()
旧保険者 1	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()
旧保険者 2	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()
旧保険者 3	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()

(後期高齢者支援金分)

	保険料(税)率				応能・応益割合		一人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
新保険者							
旧保険者 1							
旧保険者 2							
旧保険者 3							

所得割案分方式

新保険者	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()
旧保険者 1	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()
旧保険者 2	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()
旧保険者 3	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()

(介護分)

	保険料(税)率				応能・応益割合		一人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
新保険者							
旧保険者 1							
旧保険者 2							
旧保険者 3							

所得割案分方式

新保険者	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()
旧保険者 1	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()
旧保険者 2	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()
旧保険者 3	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()

イ 次年度以降の償還期間における賦課の方針

(5) 借入年度における国民健康保険特別会計予算の状況

		全体	一般被保険者分	次年度以降の見込み
歳入	保険料 (税)			
	国庫支出金			
	療養給付費等交付金			
	前期高齢者交付金			
	都道府県支出金			
	共同事業交付金			
	一般会計繰入金 (法定分)			
	一般会計繰入金 (法定外)			
	基金繰入金			
	繰越金			
	支援基金借入金			
	その他			
	合計			
歳出	総務費			
	保険給付費			
	後期高齢者支援金等			
	前期高齢者納付金等			
	老人保健拠出金			
	介護納付金			
	共同事業拠出金			
	保健事業費			
	支援基金償還金			
	前年度繰上げ充用金			
	その他			
合計				
収支差引き額				
基金等保有額				

(6) 交付金に係る事業の概要

(7) 関連する取組

ア 広域化に係る広報啓発

イ 収納率向上関係

ウ 医療費適正化関係

エ その他

第 3 号様式 (第 3 条関係)

財政安定化計画書

保険者番号		保険者名	
-------	--	------	--

1 保険者における国民健康保険事業の状況

(1) 国民健康保険被保険者の加入状況 (直近 3 箇年度)

年度	総数		国民健康保険被保険者数			加入者	
	世帯	人口	国民健康保険世帯数	被保険者数	うち一般被保険者数	世帯数	被保険者数
年度							
年度							
年度							

(2) 所得階層別国民健康保険世帯及び被保険者の状況 (直近年度)
(年度)

	所得なし	～ 50 万円未満	50 ～ 100 万円未満	100 ～ 150 万円未満	150 ～ 200 万円未満	200 ～ 300 万円未満	300 ～ 400 万円未満
国民健康保険世帯数							
被保険者数							
	400 ～ 500 万円未満	500 ～ 600 万円未満	600 ～ 700 万円未満	700 ～ 800 万円未満	800 ～ 900 万円未満	900 ～ 1,000 万円未満	1,000 万円以上
国民健康保険世帯数							
被保険者数							

(3) 保険料 (税) 賦課状況 (借入年度の前年度以前 3 箇年度)
(医療分)

年度	保険料 (税) 率				応能・応益割合		一人当たり調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
年度							
年度							
年度							

所得割案分方式【旧ただし書方式・本文方式・住民税方式・その他 ()】

(後期高齢者支援金分)

年度	保険料 (税) 率				応能・応益割合		一人当たり調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
年度							
年度							
年度							

所得割案分方式【旧ただし書方式・本文方式・住民税方式・その他 ()】

(介護分)

年度	保険料 (税) 率				応能・応益割合		一人当たり調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
年度							
年度							
年度							

所得割案分方式【旧ただし書方式・本文方式・住民税方式・その他 ()】

(4) 保険料 (税) 軽減世帯の状況 (直近 3 箇年度)

年度	国民健康保険世帯数	軽減世帯数	軽減率			減免世帯数
			7 (6) 割軽減	5 (4) 割軽減	2 割軽減	
年度	100%					
年度	100%					
年度	100%					

上欄：世帯数 (世帯)
下欄：構成比 (%)

(5) 保険料 (税) 収納状況 (直近 3 箇年度)

年度	年度	年度	年度
収納率 (%)			

(6) 保険給付の状況 (直近 3 箇年度)

区分	年度	年度	年度
療養の給付			
入院時食事療養費			
入院時生活療養費			
保険外併用療養費			
療養費			
訪問看護療養費			
特別療養費			
移送費			
高額療養費			
高額介護合算療養費			
出産育児一時金			
葬祭費			
合計			

注 各年度欄の上欄には給付種別ごとの被保険者一人当たり給付額 (療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費) 又は 1 件当たり支給額 (出産育児一時金及び葬祭費) を、下欄には給付種類別の給付額の総額を記載すること。

(7) 国民健康保険特別会計財政収支の状況 (直近 3 箇年度)

		年度		年度		年度	
		全体	一般被保険者分	全体	一般被保険者分	全体	一般被保険者分
歳入	保険料 (税)						
	国庫支出金						
	療養給付費等交付金						
	前期高齢者交付金						
	都道府県支出金						
	共同事業交付金						
	一般会計繰入金 (法定分)						
	一般会計繰入金 (法定外)						
	基金繰入金						
	繰越金						
	支援基金借入金						
	その他						
	合計						
歳出	総務費						
	保険給付費						
	後期高齢者支援金等						
	前期高齢者納付金等						
	老人保健拠出金						
	介護納付金						
	共同事業拠出金						
	保健事業費						
	支援基金償還金						
	前年度繰上げ充用金						
	その他						
合計							
収支差引き額							
国庫支出金精算額等							
精算額控除後差引き額							
単年度経常収支							
基金等保有額							

(8) これまでの国民健康保険財政安定化に係る取組

2 国民健康保険事業の運営方針

(1) 借入れに係る要因分析

--

(2) 借入額等

借入希望額		円
-------	--	---

積算

--

(3) 償還予定額及び対処方針

年度	年度	年度	年度	年度	年度
償還予定額					

対処方針

--

(4) 保険料(税)賦課

ア 借入年度における賦課の状況
(医療分)

年度	保険料(税)率				応能・応益割合		一人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
年度							

所得割案分方式【旧ただし書方式・本文方式・住民税方式・その他()】

(後期高齢者支援金分)

年度	保険料(税)率				応能・応益割合		一人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
年度							

所得割案分方式【旧ただし書方式・本文方式・住民税方式・その他()】

(介護分)

年度	保険料(税)率				応能・応益割合		一人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
年度							

所得割案分方式【旧ただし書方式・本文方式・住民税方式・その他()】

イ 次年度以降の償還期間における賦課の方針

--

(5) 借入年度における国民健康保険特別会計予算の状況

		全体	一般被保険者分	次年度以降の見込み
歳入	保険料 (税)			
	国庫支出金			
	療養給付費等交付金			
	前期高齢者交付金			
	都道府県支出金			
	共同事業交付金			
	一般会計繰入金 (法定分)			
	一般会計繰入金 (法定外)			
	基金繰入金			
	繰越金			
	支援基金借入金			
	その他			
	合計			
歳出	総務費			
	保険給付費			
	後期高齢者支援金等			
	前期高齢者納付金等			
	老人保健拠出金			
	介護納付金			
	共同事業拠出金			
	保健事業費			
	支援基金償還金			
	前年度繰上げ充用金			
	その他			
	合計			
収支差引き額				
基金等保有額				

(6) 国民健康保険財政安定化のための取組

ア 収納率向上関係

イ 医療費適正化関係

ウ その他

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例
施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第13号

高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例
施行規則（平成8年高知県規則第79号）の一部を次のように改正
する。

第2条第1項中「第6条第1項の規定により条例別表第1に掲
げる施設（第5条を除き、以下「施設」という。）の利用の許
可」を「第5条第1項の規定による利用施設（同項に規定する利
用施設をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」
という。）に、「第12条の」を「第12条に規定する」に、「申
請書」を「利用許可申請書」に改め、同条第2項中「利用の許可
に関する業務」を「スポーツセンターの管理」に、「申請書」を
「利用許可申請書」に改め、同条第3項中「申請は、」を「申請
は、当該」に、「利用する場合にあっては、」を「利用施設の利用
をする場合にあっては、当該」に改め、同項ただし書中「利用
の許可に関する業務」を「スポーツセンターの管理」に、「次
条」を「次条第1項」に、「必要と」を「必要があると」に改め
る。

第3条第1項中「施設の利用を許可するときは」を「利用の許
可をするときは指定管理者が別に定める」に、「当該申請者」を
「当該申請をした者」に、「許可しない」を「利用の許可をしな
い」に改める。

第4条中「納付は、」を「納付は、前条第1項の」に改める。

第5条第2号中「行うために」を「行うために利用施設を」に
改め、同条第3号中「同時に」を「同時に利用施設を」に改め、
同条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免の申請等）

第5条の2 条例第9条第2項の規定に基づき使用料の減額又は
免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第3号様式に
よる使用料減額（免除）承認申請書を第3条第1項の利用許可
書とともに提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、使用
料の減額又は免除を承認するときは別記第4号様式による使用
料減額（免除）承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認
しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとし
る。

第6条中「条例第6条第1項の規定により施設の」を削り、
「、施設」を「、当該利用施設」に、「許可の」を「利用の許可
の」に、「施設を」を「利用施設を」に改める。

第7条の見出し中「還付」を「還付の請求等」に改め、同条第
1項第1号中「施設の」を削り、同項第2号中「施設を利用でき
なくなった」を「利用施設を利用することができなくなった」に
改め、同条第2項中「別記第3号様式」を「知事に対して、別記
第5号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第3項中「別記第
4号様式による使用料還付決定通知書により」を「別記第6号様
式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し」に
改め、「、それぞれ」を削る。

第8条中「施設並びに」を「利用施設並びに」に、「必要によ
り」を「必要があつて」に、「施設に」を「利用施設に」に改め
る。

第9条中「第7条」を「第7条第1項」に、「施設の利用の許
可」を「利用の許可」に、「施設の利用を」を「利用施設の利用
を」に、「スポーツセンターの備品等」を「当該利用に係る設備
等」に改める。

第10条第4号中「施設又は」を「スポーツセンターの施設、」
に改める。

第12条中「施設又は設備等」を「スポーツセンターの施設、設
備等」に、「知事」を「指定管理者」に改める。

第13条を次のように改める。

（指定管理者の指定の申請に必要な書類等）

第13条 条例第14条の規則で定める申請書は、別記第7号様式に
よるものとする。

2 条例第14条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおり
とする。

- (1) 条例第13条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の
団体にあっては代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年
度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他
の経営状況を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める
書類

3 条例第15条第2項の規則で定める事項は、指定管理者の代表
者の氏名とする。

別記様式を次のように改める。

別記
第 1 号様式 (第 2 条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号
(法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立障害者スポーツセンター利用施設利用許可申請書
高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第 5 条第 1 項の規定により高知県立障害者スポーツセンターの利用施設の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的			
利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号	
	氏名		
利用施設	施設	研修室・卓球室・盲人卓球室・プレイルーム・アーチェリー場・テニスコート (1 面・壁打ち)・グラウンド (専用・個人)・直走路 (専用・個人)・体育館アリーナ (全面・半面・個人)	
	附属設備	体育館アリーナの冷暖房設備 (全面・半面)	
利用期間	使用時間	時 分から	時 分まで
利用する者の人数	障害者等	障害者	人
		介護者等	人
	障害者等以外の者	18歳未満者等	人
		その他の者	人
	合計		人
その他参考事項			
※ 許可の条件その他			
※ 決裁欄		※ 使用料の額	円
		※ 受付年月日	年 月 日
※ 利用の変更等	有 ・ 無	※ 許可年月日	年 月 日
※ 決裁欄		※ 許可番号	第 号
		※ 処理区分	通知 年 月 日

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 「障害者等」とは、高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第 9 条第 1 項各号に掲げる者をいいます。
3 「18歳未満者等」とは、18歳未満の者又は高等学校の生徒その他これに準ずる者 (これらの者が全体の半数以上である団体を含む。) を、「その他の者」とは18歳未満者等以外の者をいいます。

第 2 号様式 (第 3 条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県知事

印

高知県立障害者スポーツセンター利用施設利用許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立障害者スポーツセンターの利用施設の利用については、高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第 5 条第 1 項の規定により次のとおり許可します。

利用の目的			
利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号	
	氏名		
利用施設	施設	研修室・卓球室・盲人卓球室・プレイルーム・アーチェリー場・テニスコート (1 面・壁打ち)・グラウンド (専用・個人)・直走路 (専用・個人)・体育館アリーナ (全面・半面・個人)	
	附属設備	体育館アリーナの冷暖房設備 (全面・半面)	
利用期間	使用時間	時 分から	時 分まで
利用期間		年 月 日 ()	時 分から
		年 月 日 ()	時 分まで
使用料の額		円	
利用の許可の条件その他			
注 1 高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例及び高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。 2 利用時間には、その準備及び後片付け等に要する時間を含みます。 3 利用に際しては、この高知県立障害者スポーツセンター利用施設利用許可書を必ずお持ちください。 4 利用に際しては、高知県立障害者スポーツセンターの関係職員の指示に従ってください。 5 利用の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。			

第 3 号様式 (第 5 条の 2 関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ④
電話番号
(法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立障害者スポーツセンター利用施設使用料減額 (免除) 承認申請書

高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第 9 条第 2 項の規定に基づき高知県立障害者スポーツセンターの利用施設の利用について使用料の減額 (免除) を受けたので、次のとおり申請します。

利用の目的			
利用責任者の住所及び氏名		住所	電話番号
		氏名	
利用施設	施設	研修室・卓球室・盲人卓球室・プレイルーム・アーチェリー場・テニスコート (1 面・壁打ち)・グラウンド (専用・個人)・直走路 (専用・個人)・体育館アリーナ (全面・半面・個人)	
	附属設備	体育館アリーナの冷暖房設備 (全面・半面)	
		使用時間	時 分から 時 分まで
利用期間		年 月 日 () 時 分から	年 月 日 () 時 分まで
減額又は免除を受けようとする理由			
※ 使用料の額の算定		正規の使用料の額	円
		減額又は免除をする使用料の額	円
		決定した使用料の額	円
※ 決裁欄		※ 受付年月日	年 月 日
		※ 決定年月日	年 月 日
		※ 決定番号	第 号
		※ 通知年月日	年 月 日
		※ 還付年月日	年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

第 4 号様式 (第 5 条の 2 関係)

第 号
年 月 日

様

高知県知事 ④

高知県立障害者スポーツセンター利用施設使用料減額 (免除) 承認通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県立障害者スポーツセンターの利用施設の使用料の減額 (免除) については、高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第 9 条第 2 項の規定に基づき次のとおり承認します。

利用の目的			
利用責任者の住所及び氏名		住所	電話番号
		氏名	
利用施設	施設	研修室・卓球室・盲人卓球室・プレイルーム・アーチェリー場・テニスコート (1 面・壁打ち)・グラウンド (専用・個人)・直走路 (専用・個人)・体育館アリーナ (全面・半面・個人)	
	附属設備	体育館アリーナの冷暖房設備 (全面・半面)	
		使用時間	時 分から 時 分まで
利用期間		年 月 日 () 時 分から	年 月 日 () 時 分まで
正規の使用料の額		円	
減額又は免除をする使用料の額		円	
決定した使用料の額		円	

第 5 号様式 (第 7 条関係)

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住所
氏名 ㊞
電話番号
(法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立障害者スポーツセンター利用施設使用料還付請求書

高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第10条ただし書の規定に基づき高知県立障害者スポーツセンターの利用施設の利用について使用料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

利用の目的			
利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号	
	氏名		
利用施設	施設	研修室・卓球室・盲人卓球室・ブレイルーム・アーチェリー場・テニスコート(1面・壁打ち)・グラウンド(専用・個人)・直走路(専用・個人)・体育館アリーナ(全面・半面・個人)	
	附属設備	体育館アリーナの冷暖房設備(全面・半面)	
	使用時間	時 分から	時 分まで
利用の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
利用期間	年 月 日 ()	時 分から	時 分まで
使用料の納付年月日	年 月 日		
納付済みの使用料の額	円		
還付を請求する使用料の額	円		
還付を請求する理由			
※ 使用料の額の算定	正規の使用料の額	円	
	決定した使用料の額	円	
	納付済みの使用料の額	円	
	還付する使用料の額	円	
※ 決裁欄	※ 受付年月日	年 月 日	
	※ 決定年月日	年 月 日	
	※ 決定番号	第 号	
	※ 通知年月日	年 月 日	
	※ 還付年月日	年 月 日	

注 ※印欄は、記入しないでください。

第 6 号様式 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県知事 ㊞

高知県立障害者スポーツセンター利用施設使用料還付決定通知書

年 月 日付けで請求のありました高知県立障害者スポーツセンターの利用施設の使用料の還付については、高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第10条ただし書の規定に基づき次のとおり決定しました。

利用施設	施設	研修室・卓球室・盲人卓球室・ブレイルーム・アーチェリー場・テニスコート(1面・壁打ち)・グラウンド(専用・個人)・直走路(専用・個人)・体育館アリーナ(全面・半面・個人)	
	附属設備	体育館アリーナの冷暖房設備(全面・半面)	
	使用時間	時 分から	時 分まで
利用の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
利用期間	年 月 日 ()	時 分から	時 分まで
使用料の納付年月日	年 月 日		
納付済みの使用料の額	円		
決定した使用料の額	円		
還付する使用料の額	円		

第 7 号様式 (第 13 条関係)

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定を受けたいので、高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第 14 条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
代表者の職・氏名	職名	フリガナ		
		氏名	④	
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- (1) 高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第 14 条第 1 号の事業計画書
- (2) 高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第 13 条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1) から (5) までの書類のほか、知事が必要があると認める書類

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
高知県立児童相談所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第 14 号

高知県立児童相談所規則の一部を改正する規則

高知県立児童相談所規則 (昭和 27 年高知県規則第 13 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県児童相談所規則

第 1 条中「高知県立中央児童相談所」を「高知県中央児童相談所」に、「第 2 条第 1 項の規定による」を「第 4 条第 1 項の規定に基づく」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第 2 条関係)

← 10センチメートル →

|                                                                                                                                   |                |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----|
| 写真はり付け箇所                                                                                                                          | 身分証明書          | 第 号 |
|                                                                                                                                   | 所属<br>職名<br>氏名 |     |
|                                                                                                                                   | 年 月 日生         |     |
| <p>上記の者は、児童福祉法第29条の規定に基づく立入調査をする児童の福祉に関する事務に従事する職員（児童委員）であることを証明します。</p> <p>年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p> |                |     |

↑ 4センチメートル ↓

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。  
(裏面)

児童福祉法 (抜粋)

**第27条** 都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

(4) 略

2～6 略

**第28条** 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を書する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

(1) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

(2) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

2～6 略

**第29条** 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

**第61条の5** 正当の理由がないのに、第29条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、50万円以下の罰金に処する。

備考 1 この身分証明書は、転任し、又は退職したときには、直ちに返納しなければならない。  
2 この身分証明書の有効期間は、発行の日から1年間とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知女子大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第15号

高知女子大学大学院学則の一部を改正する規則

高知女子大学大学院学則（平成10年高知県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「別に」を削る。

第32条第2項中「第3条の5第2項」を「第3条の6第2項」に改める。

第33条第2項中「別に」を削る。

第34条第2項中「別に」を「学長が」に改める。

第41条中「別に」を削る。

附 則

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

~~~~~  
高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第16号

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和33年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「以下「利用施設」という」を「同項に規定する利用施設をいう。以下同じ」に、「第2条」を「第2条第1項」に改め、同条第3項中「第1項又は前項」を「前2項」に改める。

第4条第1項中「利用施設」を「当該利用施設」に改める。

第8条の見出し中「承認」を「承認の申請」に改め、同条第1項中「第13条」を「第13条第1項」に改め、同条第2項中「第13条」を「第13条第2項」に改める。

第10条第5項中「により、承認をしないときはその旨を、それぞれ」を「を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を」に改める。

第11条第4項中「により、還付をしないときはその旨を、それぞれ」を「を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を」に改める。

第12条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第2号中「、寄附行為」を削り、同条第3項中「第20条第2項」を「第20条第3項」に改める。

第13条中「必要により」を「必要があって」に改める。

第15条第4号中「又は亡失しない」を「、亡失し、又は損傷するおそれのある行為をしない」に改める。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「・南園展望デッキ」を削る。

別記第11号様式及び別記第12号様式を次のように改める。

### 第11号様式 (第8条関係)

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立牧野植物園利用料金承認申請書

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定により高知県立牧野植物園の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

#### 1 利用料金の申請額

| 区分 | 利用料金 (円) | 備考 |
|----|----------|----|
|    |          |    |

#### 2 利用料金の申請額の根拠

#### 3 利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

## 第12号様式 (第8条関係)

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



## 高知県立牧野植物園利用料金変更承認申請書

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例第13条第2項の規定により高知県立牧野植物園の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

## 記

## 1 利用料金の変更申請額

| 区分 | 利用料金 (円) |     | 備考 |
|----|----------|-----|----|
|    | 変更前      | 変更後 |    |
|    |          |     |    |

## 2 利用料金の変更申請額の根拠

## 3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

別記第14号様式中「・南園展望デッキ」を削る。

別記第16号様式中「の申請については」を「については」に改める。

別記第17号様式中「の申請については」を「については」に改め、「・南園展望デッキ」を削る。

別記第18号様式中「の申請については」を「については」に改める。

別記第20号様式中「・南園展望デッキ」を削る。

別記第22号様式中「申請のありました」を「請求のありました」に、「の請求については」を「については」に改め、「・南園展望デッキ」を削る。

別記第23号様式中「申請のありました」を「請求のありました」に、「の請求については」を「については」に改める。

別記第24号様式を次のように改める。

第24号様式 (第12条関係)

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県立牧野植物園の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例第19条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

|                  |           |  |          |   |
|------------------|-----------|--|----------|---|
| 申請者              | フリガナ      |  |          |   |
|                  | 名称        |  |          |   |
| 代表者の職・氏名         | 職名        |  | フリガナ     |   |
|                  |           |  | 氏名       | Ⓜ |
| 主たる事務所の所在地       | (郵便番号 - ) |  |          |   |
|                  | 電話番号      |  | ファクシミリ番号 |   |
| 高知県内の主たる事務所等の所在地 | (郵便番号 - ) |  |          |   |
|                  | 電話番号      |  | ファクシミリ番号 |   |

関係書類

- 高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例第19条第1号の事業計画書
- 高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例第18条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- 定款、規約その他これらに類する書類
- 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第171号

平成21年9月高知県告示第559号(消費生活センターの設置)の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

2を次のように改める。

2 事務を行う日及び時間

次に掲げる日を除く日の午前9時から午後4時45分まで

(1) 土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

高知県告示第172号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年3月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 高知南環状

3 道路の区域

| 区 間                                                        | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル)   | 延 長<br>(メートル) |
|------------------------------------------------------------|--------|-------------------|---------------|
| 高知市春野町弘岡上<br>字上ヶ三郎3637番1<br>から<br>高知市春野町弘岡中<br>字後田1650番1まで | 前      | 12.0<br>}<br>49.0 | 2,405         |
|                                                            | 後      | 9.3<br>}<br>70.0  |               |



## 高知県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年3月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知南環状
- 3 道路の区域

| 供用開始区間                                                   | 延長<br>(メートル) | 供用開始年月日        |
|----------------------------------------------------------|--------------|----------------|
| 高知市春野町弘岡上字上ヶ<br>三郎3637番1から<br>高知市春野町弘岡上字西奥<br>谷4465番1まで  | 1,000        | 平成22年3月26<br>日 |
| 高知市春野町弘岡上字大谷<br>口江ノ東1163番1から<br>高知市春野町弘岡中字後田<br>1650番1まで | 850          | 平成22年3月26<br>日 |